

役員報酬決定の方針と手続き

1. 基本方針

- ・各役員の役割や責任に応じた報酬体系とし、透明性と公正性を確保します。
- ・業務を執行する役員の報酬は、業績向上への意欲を高め、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系とし、ステークホルダーと利益を共有するものとします。
- ・報酬体系・水準については、社外役員を過半数とするガバナンス委員会に諮問することで、客観性・合理性を確保します。
- ・報酬体系・水準は、経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて見直しを行います。

2. 報酬体系

- ・常勤取締役の報酬は、役位別の固定報酬と業績連動報酬（賞与）とします。なお、役位に応じ一定額を役員持株会に拠出します。
- ・社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、固定報酬とします。
- ・監査役の報酬は、独立性に配慮し、職責および常勤・非常勤に応じた固定報酬とします。
- ・固定報酬は、職責に応じて役位毎に決定します。業績連動報酬は、配当金総額の5%を原資として、連結業績評価指標で上下する支給率を乗じて算出された支給可能総額を上限に、支給額を決定します。

3. 報酬決定の手続き

- ・取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、社外役員を過半数とするガバナンス委員会への諮問・答申を経て取締役会にて決定します。
- ・監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で、監査役の協議に基づき決定します。

平成 29 年 4 月 27 日
株式会社東京ドーム